



平成 23 年 6 月 29 日

各 位

会 社 名 株式会社 東京都民銀行
代 表 者 名 取締役頭取 小林 功
コ ー ド 番 号 8339 東証第一部
問 合 せ 先 常務取締役
経営企画部長 柿崎 昭裕
(TEL 03-3505-2155)

株式報酬型ストック・オプション（新株予約権）の発行に関するお知らせ

東京都民銀行(頭取 小林 功)は、本日開催の取締役会において、会社法第 236 条、第 238 条および第 240 条の規定並びに同日開催の当行第 89 回定時株主総会の決議に基づき、ストック・オプションとして新株予約権を発行することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

I. スtock・オプションとして新株予約権を発行する理由

企業価値向上への貢献意欲や株主重視の経営意識を一層高めることを目的に、当行取締役に對しストック・オプションとして新株予約権を発行するものであります。

II. 新株予約権の発行要領

1. 新株予約権の名称

株式会社東京都民銀行平成 23 年新株予約権

2. 新株予約権の払込金額

新株予約権の払込金額は、当該新株予約権の公正な価格とする。ただし、払込に代えて取締役の報酬により相殺を行う。

3. 新株予約権の割当日

平成 23 年 7 月 29 日

4. 募集対象者

当行の取締役 7 名

5. 新株予約権の行使の際の払込取り扱い場所

東京都港区六本木二丁目 3 番 1 1 号

東京都民銀行 本店営業部

6. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的となる株式の種類および数

当行普通株式 35,500 株とする。

なお、総会決議の日（以下「決議日」という。）後に、当行が当行普通株式の株式分割（株式無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合は、新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、次の算式により新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）の調整を行い、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

また、決議日後に当行が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

(2) 新株予約権の総数

355 個とする。（新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数は、100 株とする。ただし、上記（1）に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行うものとする。）

(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に際して払込をすべき 1 株当たりの金額（以下「行使価額」という。）に各新株予約権の目的である株式の数を乗じた価額とし、行使価額は、金 1 円とする。

(4) 新株予約権を行使することができる期間

平成 23 年 7 月 29 日から平成 53 年 7 月 28 日までとする。ただし、行使期間の最終日が会社の休日にあたる時は、その前営業日を最終日とする。

(5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

①新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

②新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。

(6) 新株予約権の行使の条件

- ①新株予約権者は、株式会社東京都民銀行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。
- ②前項にかかわらず、新株予約権者は、行使期間満了日から1年に満たなくなった平成52年7月29日以降は、他の行使条件に従い、新株予約権を行使できるものとする。
- ③乙が死亡した場合、新株予約権が、乙の法定相続人のうち配偶者又は一親等の親族の1名（以下「相続承継人」という。）のみに帰属した場合に限り、相続承継人は次の各号の条件のもと、本契約に従って新株予約権を行使することができる。ただし、刑法犯のうち、重大な事犯を行ったと認められる者は、相続承継人となることができない。
 - (ア) 相続承継人が死亡した場合、その相続人は新株予約権を相続することはできない。
 - (イ) 相続承継人は、乙が死亡した日の翌日から6ヶ月を経過するまでの間に限り、一括して新株予約権の行使ができる。
- ④その他の行使の条件は、「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

(7) 新株予約権の取得の条件

- ①新株予約権者が以下に定める事由に基づいて権利を喪失した場合には、当行は新株予約権を無償で取得することができる。
 - (ア) 刑法犯のうち、重大な事犯があったと認められる場合。
 - (イ) 当行又は当行の子会社若しくは関連会社等において重大な善管注意義務違反を犯した場合、当行又は当行の子会社若しくは関連会社等の内外を問わず不正又は不法な行為により当行の信用を著しく毀損した場合、当行又は当行の子会社若しくは関連会社等の就業規則その他社内規則により懲戒解雇または諭旨退職の制裁を受けた場合、その他これらに準ずる事由がある場合。
 - (ウ) 新株予約権者が新株予約権の全部または一部を放棄する旨を当行に申し出た場合。
- ②当行は、当行が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当行株主総会で承認された場合、または、当行が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が当行株主総会で承認された場合は、当行は新株予約権を無償で取得することができる。

(8) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当行取締役会の決議による承認を要するものとする。

(9) 当行が組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い

組織再編に際して定める契約書または計画書等に以下定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

①合併（当行が消滅する場合に限る。）

合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社

②吸収分割

吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部
または一部を承継する株式会社

③新設分割

新設分割により設立する株式会社

④株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

⑤株式移転

株式移転により設立する株式会社

(10) 新株予約権の行使により発生する端数の切捨て

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(ご参考)

定時株主総会付議のための取締役会 平成 23 年 5 月 13 日

定時株主総会の決議日 平成 23 年 6 月 29 日

以 上

<本件に関するお問い合わせ>

東京都民銀行 経営企画部広報室 TEL 03-3505-2155